

岩手県告示第 380 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項本文の規定に基づく平成 20 年度定期種畜検査の日が、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 20 年 5 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也